

「高齢者等見守りネットワーク」

～さりげない見守りにご協力願います～

1 見守りネットワークとは

高齢者等の皆さんが、住みなれた地域で安心して暮らせるように、町や協力事業所、関係機関、そして地域の皆さんが協力して見守るネットワークです。

連絡や相談はこちらへ

問 保健福祉課
介護保険係・地域包括支援センター
☎42-2650

お気軽にお問い合わせください。

見守りネットワークの仕組み

協力事業所

- ・新聞配達事業所
- ・ガス・灯油配達事業所
- ・電気検針事業所
- ・水道検針事業所
- ・郵便局、郵便事業所
- ・各種宅配事業所

このほか、地域に係わる事業所

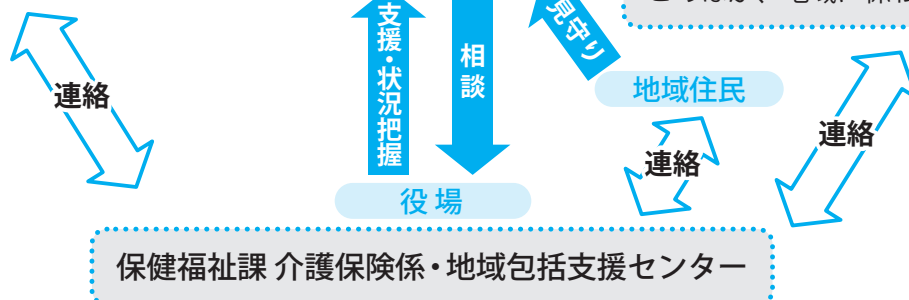
高齢者など



関係機関

- ・警察署
- ・消防署、消防団
- ・社会福祉協議会
- ・社会福祉事務所
- ・民生委員
- ・町内会連合会
- ・老人クラブ連合会
- ・福祉事業所

このほか、地域に係わる関係機関



2 地域包括支援センターとは

高齢者自身またはその家族が、高齢者の生活上の困りごと（例えば、介護の不安や認知症など）について相談できる窓口です。

4 協力事業所の見守りとは

見守り活動に協力をいただける事業所と連携し、日常の業務の中で高齢者等の異変に気付いた場合、役場などに連絡・相談ができるようにすること。

(現在の見守り協定締結事業所は18事業所)

3 さりげない見守りとは

地域住民一人ひとりが、日常生活の中で近隣を気にかけて、高齢者等の異変に気付いた場合、役場などに相談・連絡できるようにすること。

次のページで高齢者等の見守りについて

詳しくご紹介しますので、
参考にしてみてください。

高齢者等見守りの流れ

●地域の中で高齢者等をさりげなく見守る

日々の生活や業務の中で、近隣の高齢者等をさりげなく、温かく見守りましょう。
(あいさつ、声掛けなど)

●高齢者等の異変などに気付いたときは連絡を!

右の事例のような「おかしいな?」「いつもと違うな?」という高齢者等の異変に気付いたときは、役場保健福祉課へご連絡ください。

※人命に関わる緊急事態の場合は、消防署(119番)、警察署(110番)に通報後、役場保健福祉課へご連絡ください。

●各関係機関への連絡調整

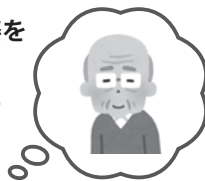
役場保健福祉課(介護保険係・地域包括支援センター)が、連絡のあった高齢者等に、適切な支援や状況把握、各関係機関への連絡調整を行います。

また、地域包括支援センターでは、高齢者等ご本人やそのご家族からの相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

異変の事例

高齢者の様子

最近姿を見なくなった



元気がない



道に迷って家に帰れない



大声を出したり怒りっぽくなった



話が通じにくくなった



服装が乱れている



高齢者の家の様子

カーテンが何日も閉まったままになっている



新聞紙や郵便物がたまっている



夜になっても電気がつかず、暗い日が続いている



風呂場やトイレの電気がつけっぱなしになっていたり、家の中で物音がしない



認知症サポーターになりませんか?

受講者募集!



認知症は誰にでも起こる可能性がある身近な疾患です。

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、地域や職場で温かく見守る応援者のことで、認知症サポーター養成講座(無料)を受講し、どなたでもサポーターになることができます。

受講を希望される方は右記を確認し、受講日を調整しますのでお問い合わせください。

問 地域包括支援センター
(役場 保健福祉課 介護保険係) ☎42-2650

- 内容 ①認知症の基礎知識
②認知症サポーターのできること
③認知症のひとを地域で支えるには? など
- 対象 企業、町内会、職場、サークルなどの団体
- 時間 1時間~1時間30分
- 講師 松前町地域包括支援センター職員
- 会場 町内(どこへでも出向きます)
- 特典 受講者全員に認知症サポーターの証しである「オレンジリング」を差し上げます

